

合志市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）における算定方法(R6.4～)

訪問 (A2)	サービスコード・単価			利用回数別請求パターン															
	支給区分	回数単価	回数	月額単価	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
週1回程度	独自サービス21 (A22411) 287単位	≤ 3 <	独自サービス11 (A21111) 1,176単位	回数			月額												
			287	574	861	1,176													
週2回程度			独自サービス12 (A21211) 2,349単位	回数			月額												
		≤ 7 <	2,349単位	287	574	861	1,148	1,435	1,722	2,009	2,349								
週2回を超える程度		≤ 11 <	独自サービス13 (A21321) 3,727単位	回数											月額				
				287	574	861	1,148	1,435	1,722	2,009	2,296	2,583	2,870	3,157	3,727				

通所 (A6)	サービスコード・単価			利用回数別請求パターン															
	支給区分	回数単価	回数	月額単価	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
要支援1	独自サービス21 (A61113) 436単位	≤ 3 <	独自サービス11 (A61111) 1,798単位	回数			月額												
			436	872	1,308	1,798													
要支援2	独自サービス22 (A61123) 447単位	≤ 7 <	独自サービス12 (A61121) 3,621単位	回数			月額												
				447	894	1,341	1,788	2,235	2,682	3,129	3,621								

【基本的事項】

- ・実績に基づき、1回当たりの単価で算定します。回数が一定以上となる場合は、月額報酬単価で算定します。
- ・区分は、ケアプランにより位置付けられているものとします。

【日割請求に係る取り扱い】

1カ月の提供回数が一定の回数を超え、月額報酬となる場合で、以下に該当する場合は日割請求となります。

- ①区分変更
- ②月途中に介護予防短期入所療養介護等を利用する場合
- ③同一保険者管内での転居等に伴う事業所変更

※その他不明な点は、包括支援センターまでお問い合わせください。